

学校給食費の改定について

1 給食費の状況について

(1) 給食費とは

学校給食法第 11 条により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は義務教育諸学校の設置者である市が負担し、それ以外に要する経費（＝食材料購入費）は「学校給食費」として児童又は生徒の保護者が負担することとなっている。

(2) 現行の給食費（令和 5 年度 2 学期時点）

学 年	小学校低学年 (1・2年)	小学校中学年 (3・4年)	小学校高学年 (5・6年)	中学校 (1～3年)
1 食単価	243 円	257 円	272 円	328 円

(3) 物価高騰対策の実施

新型コロナウイルス感染症等に起因する物価高騰の状況下において給食内容の質の維持並びに保護者の負担軽減を図るため、令和 4 年度より給食費の補助を行っている。

年度	対応期間	補助内容
令和 4 年度	令和 4 年 6 月分から 11 月分	一食あたり 10 円
	令和 4 年 12 月分から令和 5 年 3 月分	一食あたり 15 円
令和 5 年度	令和 5 年 4 月分から 7 月分	一食あたり 20 円
	令和 5 年 8 月分から令和 6 年 3 月分	一食あたり 30 円

(4) これまでの給食費の改定状況【別紙 1】

- ・小学校給食費（共同調理場方式）は、平成 28 年 3 月に当時の食材料費に係る物価状況を踏まえた改定を行い、平成 28 年 10 月分から現行の給食費から適用している。
- ・中学校給食費は、令和 4 年 2 月に東調理場の整備に伴う給食提供方式の変更を踏まえた改定を行い、令和 5 年 8 月分の給食費から現行の給食費を適用している。

2 基本的な考え方について

- ・文部科学省「学校給食実施基準」に定める「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた学校給食を安全・安心に提供できる給食費（＝食材料費）であること
- ・近隣自治体（多摩 26 市）の給食費と比較し、著しい乖離がないこと

3 消費者物価指数の状況について

特に令和 4 年度以降、「総合」物価に比べ、「食料」「生鮮食品」物価が顕著に上昇している。

分 類	平成 28 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総 合	98.2	99.9	100.0	103.2	105.8
食 料	96.4	99.9	100.7	106.4	113.4
生鮮食品	97.2	100	101.0	108.4	114.6

※令和 4 年度までは年度平均、令和 5 年度は 10 月までの平均値

4 小学校給食費の検討について

(1) 平成 28 年 10 月と令和 2 年 10 月の比較【別紙 2】

前回（令和 4 年 2 月）の中学校給食費の改定協議にて、平成 28 年 10 月に西調理場で提供した献立を令和 2 年 10 月の食材料価格で調理した場合、若干の増加はあるものの、現行の小学校給食費の金額（257 円／食：中学年）で必要な食材料を賄えている。

(2) 令和 2 年 10 月と令和 5 年 10 月の比較【別紙 3】

令和 2 年 10 月に西調理場から提供した献立を令和 5 年 10 月の食材料価格で調理した場合、月平均で 1 食あたりの給食費単価はで約 29 円上昇している。現行の小学校給食費（257 円／食：中学年）と比較すると令和 5 年 10 月では約 21 円が不足しており、急激な物価高騰等により必要な食材料が賄えていない状況となっている。

(3) 食品構成実績×食品単価中央値による検討【別紙 4】

令和 2 年度と令和 5 年度の正確な給食費の差額を検討するため、各年度の「食品構成実績」に「食品単価中央値」を乗じる方法で試算した場合、必要な給食費は約 37 円上昇している。

また、令和 2 年度の小学校給食における市栄養士の献立の工夫等による減額割合を令和 5 年度にも同様に適用した場合の試算では、現行の小学校給食費（257 円／食：中学年）と比べて約 31 円が不足する状況となっている。

5 中学校給食費の検討について

(1) 現行の中学校給食費の計算方法の確認

前回の中学校給食費の改定協議では、令和 2 年度の中学校給食における「食品構成実績」に「食品単価中央値」を乗じたうえで、令和 2 年度の小学校給食費における市栄養士の献立の工夫等による減額割合を乗じて必要な給食費を積算している。

(2) 食品構成実績×食品単価中央値による検討【別紙 5】

前回の中学校給食費の改定協議及び「5 小学校給食費の検討について」と同様の方法を用いて試算した場合、令和 5 年度の必要な給食費は令和 2 年度から約 27.3 円上昇している。

また、令和 2 年度の小学校給食における市栄養士の献立の工夫等による減額割合を令和 5 年度にも同様に適用した場合の試算では、現行の中学校給食費（328 円／食）と比べて約 26 円が不足する状況となっている。

6 令和 6 年度以降の給食費の改定額（案）について【別紙 6】

上記の検討を踏まえ、令和 6 年度以降の給食費の改定額（案）を以下のとおり提案する。

学 年	小学校低学年 (1・2年)	小学校中学年 (3・4年)	小学校高学年 (5・6年)	中学校 (1～3年)
1 食単価	271 円	288 円	306 円	354 円
増 額	28 円	31 円	34 円	26 円

※小学校低学年及び高学年の改定額は、中学年の試算額をベースとして多摩 26 市の低学年・中学年・高学年の給食費の割合の平均値から積算

7 保護者負担と小学校給食費の無償化について

先述のとおり、市では令和4年度及び令和5年度について、物価高騰の状況下において給食内容の質の維持及び保護者の負担軽減を図るため、給食費への補助を行い、保護者の給食費の実質負担額を据え置く対策を実施している。

今回の給食費の改定に係る令和6年度の給食費の増額分について、小学校給食費に関しては、令和5年9月に就任した酒井市長の公約である小学校給食費の無償化に向けて、課題の整理のほか、制度の構築等とともに令和6年度当初予算編成過程の中で整理を行う。

また、中学校給食費に関しては、これまでの物価高騰対策の経緯を踏まえ、令和6年度当初予算編成過程の中で市費により保護者の実質負担額を据え置く方向で検討を進める。

<資料>

- 別紙1 これまでの給食費の改定状況
- 別紙2 1食単価比較表（小学校／中学年）【H28.10～R2.10】
- 別紙3 1食単価比較表（小学校／中学年）【R2.10／R5.10】
- 別紙4 食品構成（実績） × 食材単価（中央値） による 給食費の試算結果【小学校】
- 別紙5 食品構成（実績） × 食材単価（中央値） による 給食費の試算結果【中学校】
- 別紙6 多摩26市の給食費の状況（令和5年度）【小学校／中学校】

- 参考資料1 立川市学校給食用材料調達事務要綱
- 参考資料2 立川市学校給食用材料調達事務要綱第2条に基づく食材料規格表
- 参考資料3 消費者物価指数の動向（詳細）
- 参考資料4 多摩26市における共同調理場の食数規模等
- 参考資料5 多摩26市 一人1回当たり食品分類別供給量【5月平均】（小学校中学年）
- 参考資料6 多摩26市 一人1回当たりの栄養素等の平均供給量【5月平均】（小学校中学年）
- 参考資料7 多摩26市 児童・生徒の栄養状態（小学校・中学校）
- 参考資料8 小学校給食費滞納者数と滞納額推移 【平成30年度～令和4年度】
- 参考資料9 地元農産物の学校給食の活用の推移 【平成27年度～令和4年度】